

鳥取県告示第341号

平成21年鳥取県告示第203号（鳥取県立米子コンベンションセンターの利用料金について）により告示した利用料金に追加することについて、鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第16号）第11条第2項の規定に基づき平成22年5月28日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第3項の規定により告示する。

平成22年5月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後			改正前		
1 利用料金			1 利用料金		
(1) 略			(1) 略		
(2) 設備等利用料			(2) 設備等利用料		
	区分	利用料		区分	利用料
舞台 設備	略		舞台 設備	略	
	ジョーゼット幕	一式1回につき 2,240円		ジョーゼット幕	一式1回につき 2,240円
	大黒幕(小ホール仮設)	1枚1回につき 1,120円			
	略				
	PA卓	1台1回につき 500円		PA卓	1台1回につき 500円
	星球	一式1回につき 1,010円			
照明 設備	略		照明 設備	略	
	調光操作装置	一式1回につき 3,550円		調光操作装置	一式1回につき 3,550円
	移動用調光卓	一式1回につき 1,010円			
	略				
音響 設備 器具	略		音響 設備 器具	略	
	8ch ミキサー	1台1回につき 1,220円		8ch ミキサー	1台1回につき 1,220円
	6ch ミキサー	1台1回につき 1,010円			

略		
マイク (ワイヤレス・タイピン型)	1本1回につき 1,220円	
マイク (ワイヤレス・ヘッドセット型)	1本1回につき 1,220円	
略		
映像機器	略	
	ミニDVカメラレコーダー	1台1回につき 900円
	シームレススイッチャー	1台1回につき 1,010円
略		
その他	略	
	アジャスターポール (2本1組)	1組1回につき 100円
	情報プラザレールライト	1系統1回につき 400円
	情報プラザ追加スポットライト	1台1回につき 100円

備考 略

(3) サービスプラン

名称	申込期間	料金	備考
略			
プレゼンテーション用データ作成サービス	利用日の3週間前まで	4,000円 (1枚)	当館利用者に限る。
多目的ホールらく得展示パック	利用日の3週間前まで	50,000円 (全面) 25,000円 (半面)	舞台の床面の保護シーツの設営及び撤去をすること。 舞台以外の床面のすき間の保護テープによる目張り及び

略		
マイク (ワイヤレス・タイピン型)	1本1回につき 1,220円	
略		
映像機器	略	
	ミニDVカメラレコーダー	1台1回につき 900円
	略	
その他	略	
	アジャスターポール (2本1組)	1組1回につき 100円

備考 略

(3) サービスプラン

名称	申込期間	料金	備考
略			
プレゼンテーション用データ作成サービス	利用日の3週間前まで	4,000円 (1枚)	当館利用者に限る。

		<p>当該目張りの撤去をすること。 小口のごみの処理料を含み、当該処理料は、 ごみ袋10袋までの料金とし、ごみ袋10袋を超えた場合は、 1袋につき500円を追加する。 清掃料を含む。</p>					
<p><u>備考</u> 多目的ホールらく得展示パックの料金の一部の清掃料及びごみ処理料が基準を超える場合の利用料の額は、清掃の作業内容及びごみ処理内容を勘案して別に定める。</p>							
<p>2 略</p>			<p>2 略</p>				

附 則

この告示は、平成22年5月28日から施行する。